

岩手県職労

月2回刊=1542号
 2019年10月15日 発行
 発行日 毎月15日30日
 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合 印刷所 盛岡市上田二丁目17-4 有限会社 ジョー印刷企画 一部 40円 組合員購読料は組合費に含む

だから明日に備えなさい!

明日は明日の風が吹く...

入院は日帰りからお支払い、ケガのときは通院だけでも保障。組合員同士の助け合いの輪にあなたもぜひ!

お問い合せ・お申し込みは組合へ

じちろうの団体生命共済

自治労共済本部



△熊谷人事委員長(中央)



2019県人勸

△交渉冒頭、改善勧告を求めてあいさつする佐藤地公共同議長



△大隈八が手署署名を手渡す佐藤地公共同議長(右)



△住宅手当などの改善勧告を要望する大崎県職労委員長・佐々木書記次長



△人事委員長交渉支援のシュプレヒコール(10階フロア)

県地公共同は、10月1日に熊谷人事委員長と交渉し、全世代が勤務意欲を実感できる給与改定、高齢層職員の勤務意欲策、通勤手当改善、国追隨の住居手当改善阻止を重点課題として実態を訴え、県庁入り込み交渉

10月7日、県人事委員会は初任給中心の給与改定、通勤手当の交通用具利用の距離区分新設の勧告を行った。住居手当は勧告を見送る判断をした。全世代が実感できる改善とは程遠いが、岩手県地方公務員共闘会議(議長・佐藤淳一岩教組委員長)の交渉の結果、通勤手当改善・住居手当改善阻止を実現することができた。

Ⅱ プラス少なく全世代の改善程遠くⅡ

月例給 較差446円・初任給・若年層にのみ改定(中高年齢層は据え置き)
 一時金 較差△0.01月・据え置き(年4.45月)

住居手当改善阻止、交通用具利用90キロ上限勧告

支援行動を背景に改善を促した。交渉時点では住居手当を巡り、依然不透明な状況であったため、国追隨阻止を訴えて人事委員会に再考を求めた経緯がある。

【給与改定】

公民較差は国人勸を上回

るも較差が少なく、大卒初任給1,500円、高卒初任給2,000円を中心とした30歳代前半までの改定にとどまった。一時金は較差が均衡しているとし、据え置きとなった。中高年齢層には勧告上の改善がなく、勤務意欲確保の観点で問題が残ったほか、一時金は国との格差0.05月が生じる結果となった。

【高齢層職員の勤務意欲策】

県人勸には言及がないが、人事委員長交渉において、各任命権者の人事管理上の

対応を注視するとともに、引き続き何か方策がないか検討との姿勢を確認した。人事委員会としての主体的な改善がないことは遺憾だが、引き続き任命権者交渉で具体化を求めていく。

最終的に国追隨の改善勧告が見送りととなり、国追隨断固反対の要求が実現できなかった。一方、報告で引き続き検討との見解が示されたことから、今後の動向も警戒する必要があるほか、最高支給限度額の改善も見送りとされており、国追隨でなく職員の実態を踏まえた改善を求める必要がある。

他県動向を見て検討するとし、継続課題となった。

【勧告】① 月例給：較差0.13月・446円(民間354,432円、職員353,986円)に基づく給料表改定 大卒初任給1,500円、高卒初任給2,000円引き上げ、30歳代前半を改定。4月遡及改定。(中高年齢層職員・再任用職員は据え置きのまま)

② 一時金：較差▲0.01月(民間4.44月、職員4.45月)に基づき、据え置き(年4.45月)。
 →国4.50月との格差0.05月が発生する結果に。

	6月期	12月期
2019年度 期末手当	1.300月	1.300月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

③ 通勤手当：交通用具利用の距離区分の上限を90km(現行65km)に引き上げ、支給月額限度を49,300円とする(現行35,000円)。施行時期は2020年1月1日。

【報告】(主要事項のみ)

- 住居手当：人事院勧告では住居手当見直しを言及。県の住居手当は国準拠であり、引き続き、住居手当の在り方について研究。
- 両立支援の推進：両立支援制度を利用しやすい職場環境整備、職員への制度周知が必要。不妊治療と仕事の両立も重要課題であり、国や民間の動向を注視しながら、職場環境の醸成をはかる。勤務時間制度や休暇制度は国や他県の動向を踏まえて引き続き検討。
- 長時間労働の是正 適正な勤務時間管理の徹底、職員の働き方の意識改革の取り組みを推進。4月導入の超勤上限規定の運用状況、長時間労働の解消の取り組みを注視し、随時指導。
 →恒常的に長時間勤務が解消されない場合は、業務量等に応じた適切な人員体制の確保を。
- ハラスメント対策 民間労働法制の改正では、事業主にパワハラ防止のための措置を講じるよう義務付け。民間労働法制を踏まえ、国のハラスメント対策に関する議論(人事院でパワハラ防止指針に向けた整備を検討中)を踏まえつつ、ハラスメント対策を一層進める。

大雨・洪水警戒レベルでは最高の「大雨特別警報」が13都県にまで拡大した大型で強い台風19号がもたらした被害、テレビで放映される映像を通じて被災地の様子に息をのんだ。街や田畑が水没している様子や屋根の上で救助を待つ住民、流される橋、冠水した道路、新幹線の水没など衝撃的だった。多摩川、阿武隈川、信濃川など、関東、甲信越、東北各地でよく知られている河川がこの記録的大雨により氾濫し、堤防が決壊したため、ここまで被害が拡大した▼本県も例外なく被害を受けた。各職場では、管内の被害状況の把握や応急措置等、休日なして対応にもあたった▼台風の影響で中止になった釜石でのラグビーW杯試合。カナダ代表選手は釜石市で清掃作業のボランティア活動。ナミビア代表選手も宮古市役所を訪れ、被災者へ激励。両国のふるまいに感動の輪も広がった▼一日も早い復旧が求められる中、災害対応に当たる職員の体調管理が大切。自分は大丈夫な職員も多いだろう。お互いに点検を行い、職員の変化に気を付けて、早期対処してほしい。

第五世代

自治労県本部組織集會 組合は「働くルール作り」に

第二年度「組織基盤強化計画」を議論

自治労岩手県本部は10月12日、各単組の運動課題を共有し、課題解決に向けた活動を進めるため、組織集會を盛岡市内で開催し、県職労も結集した。

立教大首藤若菜教授が「労働組合の役割を考える」と題し講演した。講演では、「その問題は、本当に個人的な問題か？」を考える例として、ある労働組合の女性執行委員が活動した「トイレットペーパーが硬すぎると感じている中、執行委員になったことをきっかけに、柔らかい質に変えるよう取り組んだ。個人的問題と捉える男性も多いが、女

性から「私もそう思っていた」と共感を受け、会社との交渉により改善された。働くうえで日頃の課題を個人的問題と自己解決するのではなく、当局に課題を示し、働くルールづくりを行うことが組合の存在意義とした。

一方、昨今の長時間労働は正の課題では、労働組合が課題把握や課題への対応が十分できず、結果として社会問題化してしまつた事態にも触れられ、職場課題の把握、解決への主体的な関与、組合員が改善を実感できる運動サイクルが構築できているかが問われていると、組織運動の点検と取り組み強化を訴えた。



▲組織の基盤強化計画などを議論「自治労県本部組織集會」



▲講演する自治労本部の大島組織局長



▲講演する首藤若菜・立大教授

また、自治労本部総合組織局強化拡大局長大島智さん(福井市職労出身)は、福井市職労の事例をもとに、組合員からの声をどう要求に取り上げ、交渉をし、到達したかを丁寧にフィードバックすること、青年層のアイデアを活かして主体的に取り組み実感が持てる運動を作り上げること(例…組合主催の意見交換用のパブの運営、市民との交流会の開催等)が大事であると、そのためには日頃から主体性を持たせるための職場課題の意見交換の場や、職場横断的な活動の共有などの運動が必要と説明した。

その後の意見交換会では参加者からこれからの組合活動に繋げたいとの声も多くなり、組織強化・拡大に向けた活動強化を誓い合った。

「労働組合だからこそ組織的に解決できる！」

① 友人に相談する。
② 上司や会社トップに相談する。
③ 労働組合に相談する
〔解決方法の問題点〕
①の場合 相談に応じて

も、解決できる術がない。
②の場合 個人的問題として片づけられる。相談できる力関係ではない。
③の場合 労働者代表として使用側と話し合い、「働くこと」に関わるルールを作る。これが社会的ルールづくりにも発展する。
(首藤教授の講演の一部)

公衆衛生・業務業務等の体制強化 保健所(環境衛生課)意見交換

県職労は公衆衛生分野等における職場課題の改善に向け、各保健所(環境衛生課)組合員との意見交換を開催している。

10月10日、二戸保健福祉環境センター環境衛生課組合員を対象に意見交換会を開催。本部が作成した要請書原案の提起を経て、各々が感じている職場課題を意見交換した。「育休中の代



▲保健所・環境衛生課の意見交換



▲保健所・保健師、栄養士の意見交換

保健師・栄養士の職場環境の改善を 保健所(保健師 栄養士)意見交換

県職労は保健師・栄養士をはじめ保健部門における職場課題の改善に向け、各保健所(保健課)組合員との意見交換を開催している。

10月11日、花巻保健福祉環境センター保健課組合員を対象に意見交換会を開催。昨年度の交渉の到達点をもとに、今年度の要請書案をもとに意見交換を行った。「保健師育成指針が整備さ

釜石支部定期大会 職場環境改善へ全力 方針、執行部提案通り承認

9月26日、釜石支部定期大会が開催された。

今野支部長から、これまでの情勢報告と、引き続き釜石支部独自課題の改善に向けて結果としていこうとあ



▲釜石支部の定期大会

「お詫びと訂正」
9月30日号機関紙の「気仙支部体制確立」の中で会計監事の職場名が逆でした。中村重志さん(保健福祉環境センター)、阿部洋さん(農業改良普及センター)となります。訂正しお詫びいたします。

特別な条例がない限り 禁錮刑以上で公務員は自動的に失職

交通事故で執行猶予が付いた場合も同じです。
失職となれば日々の収入はなくなり、退職金も受け取れない可能性があります。

じちろうマイカー共済は
**起訴前の弁護士費用を支払う特約を
在職者に標準付帯**

見積もり依頼受付中 組合経由の申し込みで 団体割引掛金 **15%OFF**

※2020年1月までの団体割引率を記載しています。

ZENROSAI NEWS 5116A247
じちろう **マイカー共済**
自動車総合補償共済

ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください